

序 章 調査の概要

序 章 調査の概要

1. 調査の背景と目的

我が国においては、大学で創出された革新的な技術を効果的に産業界に提供することを通じ、大学発のイノベーションを促進するため、累次の施策が講じられている。その一環たる大学における知的財産管理体制の構築に向けた支援策として、平成14年度より大学知的財産アドバイザー派遣事業を独立行政法人工業所有権情報・研修館（特許庁から平成19年1月に業務移管）が実施をし、また、平成15年度には大学知的財産本部整備事業を文部科学省が実施してきた。そして、これらの事業により、各大学の特徴を踏まえた上で、知的財産管理部門の設置、関係規程類の整備、人材の育成等、大学における知的財産の創出・管理・活用等体制整備について、一定の進展が図られてきたところである。

本調査研究は、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、「(独)工業所有権情報・研修館」という。）の第2期中期計画の実施最終年度にあたるため、大学知的財産アドバイザー派遣事業を総括するとともに、大学における知的財産に関する課題やニーズを調査・分析し、今後の支援の在り方について検討を行い、報告書として取りまとめることを目的として実施した。

2. 調査の内容と方法

(1) 大学における知的財産管理体制構築の現状と課題の調査

1) 文献調査等による基礎的情報の収集

大学における知的財産管理体制構築の現状等について調査効率を高めるため、書籍、論文、報告書、統計、インターネット等を通じ、基礎的情報を可能な限り収集し、整理・分析を行った。

2) アンケート調査

基礎的情報の収集の結果を踏まえ、大学における知的財産管理体制について、現状をより詳細に把握するとともに、今後の課題を抽出するためにアンケート調査を行った。

調査対象

調査対象は、()大学知的財産アドバイザー派遣事業の実施先となった60大学、()それ以外の大学のうち、理工・農・医薬・看護・保健・情報科学・芸術系学部を有する360大学とした（合計420大学）。調査対象の分類の内訳として、国立大学（以下、「国立大学」という。）は71大学、公立大学を含む公立大学法人（以下、「公立大学」という。）は69大学、私立大学法人（以下、「私立大学」という。）は280大学である。なお、文部科学省による大学知的財産本部整備事業の実施機関となった42大学は含まれる。

調査項目

調査票は、大学知的財産アドバイザー派遣先大学とその他大学の2種類を作成した。調査項目は下表のとおりで、課題や在り方の検討ができるよう、極力、2種類のアンケートに共通項目を設けた。（調査票は、参考資料2を参照）